

事務連絡
令和3年6月17日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等
について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等の従事者等の集中的検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする集中的検査実施計画の策定及び実施をお願いしており、多くの都道府県等においてこの計画に基づき集中的検査の取組を進めていただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査について、歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、当面、集中的検査実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求めつつ、その在り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討するとされたこと等を踏まえ、7月以降、当面の集中的検査実施計画の実施方針等について、別添のとおり、考え方が示されておりますので、引き続き、衛生主管部（局）と連携しながら、ご協力いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」（令和3年6月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

事務連絡
令和3年6月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について

高齢者施設等の従事者等の集中的検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする集中的検査実施計画の策定及び実施をお願いしており、多くの都道府県等においてこの計画に基づき集中的検査の取組を進めていただいております。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査について、歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、当面、集中的検査実施計画に基づく検査を定期的を実施するよう求めつつ、その在り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討するとされたこと等を踏まえ、7月以降、当面の集中的検査実施計画の実施方針等について、下記のとおり、考え方を示します。引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 集中的検査実施計画の7月以降の実施方針について

変更された基本的対処方針や集中的検査を実施している一部の自治体への調査の結果、大規模なクラスターの抑制や無症状者の早期発見に一定の効果があると考えられること（令和3年6月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）等を踏まえ、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」に基づき、4月から6月までを目途として策定していただいた集中的検査実施計画について、7月以降、当面の間、地域の感染状況に応じて、当該計画に基づく集中的検査の継続実施をお願いいたします。計画の実施に当たっては、これまでお示ししている「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について」（令和3年5月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえた取組をお願いいたします。

また、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された都道府県においては、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年5月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）や「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年5月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえ、当該措置区域として定められた期間は、頻回検査の実施をお願いいたします。

集中的検査実施計画に基づく集中的検査については、ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて、その在り方について検討し、改めてその後の実施方針をお示しします。

2. 7月以降の集中的検査実施計画について

4月から6月までを目途として策定していただいている集中的検査実施計画について、実施期間の変更（開始日から当面の間）のみの場合は、改めて変更した計画の提出は必要ありません。実施期間の変更以外の計画内容に変更がある場合や新たに集中的検査実施計画を策定する場合は、所定の様式（別添1）に記入の上、速やかに提出をお願いいたします。なお、「まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分」の記入欄については、当該措置区域に指定されている都道府県等のみ記入してください。

3. 集中的実施計画の実施等

都道府県等は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）」等を踏まえ、計画の対象施設ができる限り集中的検査を受検するよう、引き続き積極的な呼びかけ等を行ってください。その際、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応」（令和3年5月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部・老健局高齢者支援課・老健局認知症施策・地域介護推進課・老健局老人保健課事務連絡）等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく受検の協力要請を行った高齢者施設等が正当な理由なく、都道府県等が集中的実施計画で定める集中的検査を受検しない場合は、受検しない事情、理由等について個別に確認を行った上で、指導を行ってください。

4. 実施状況の報告

都道府県等は、引き続き、集中的実施計画の実施状況を所定の様式（別添2）により、厚生労働省に提出してください。これまでにお示ししているとおり、木曜日から翌週水曜日までの実施分をその次の週の月曜日までに御報告いただくようお願いいたします。なお、「まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分」の記入欄については、当該措置区域に指定されている都道府県等のみ記入してください。

提出先は、都道府県にあっては直接厚生労働省に、保健所設置市及び特別区にあっては都道府県を通じて厚生労働省に提出してください。都道府県は管内の保健所設置市及び特別区分の取りまとめをお願いします。

また、「高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ等について（要請）」（令和3年5月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく、毎月末の対象施設種別毎の実施状況についても、引き続き、所定の様式（別添3）により、翌月10日までに提出をお願いします。

5. 医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査の報告内容の見直し

「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、医療機関、高齢者施設等に対する一斉・定期的な検査等の実績の報告をお願いしておりますが、集中的検査実施計画に基づき無症状者に対する集中的検査を実施していただいている都道府県等の報告内容と一部重複があることから、同事務連絡「1. 高齢者施設等に対する検査の引き続きの徹底について」によりお願いしている実績報告は5月分までの実績の報告をもって廃止し、6月以降については、同事務連絡「2. 検体プール検査法による検査について」及び「3. 無症状者に対する抗原簡易キットによる検査について」によりお願いしている当該検査を行政検査として実施した場合の実績について、引き続き、提出をお願いいたします。

以上

【参考1】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抄）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年6月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

令和3年2月8日時点で緊急事態措置区域であった10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、当面、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的実施するよう求めつつ、その在り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。併せて、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。

【参考2】集中的検査実施計画に関連する事務連絡等

○4月以降の集中的検査実施計画関係

- ・4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000761125.pdf>
- ・4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774973.pdf>
- ・高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ等について（要請）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000777627.pdf>
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000780586.pdf>
- ・高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000786260.pdf>
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導に関する対応について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の協力要請と連携した障害者支援施設等に対する施設運営上の指導に関する対応について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000794262.pdf>
（別添1）<https://www.mhlw.go.jp/content/000781628.pdf>
（別添2）<https://www.mhlw.go.jp/content/000794264.pdf>

○集中的検査の意義・支援策等

- ・高齢者施設の従事者等への定期的な検査の積極的な受検について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000781628.pdf>

○まん延防止等重点措置・緊急事態措置関係

- ・まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000765721.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000768023.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774971.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774975.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000776845.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000779795.pdf>

- ・ 緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774985.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000776843.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000783119.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000779794.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000783119.pdf>
- ・ まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施に向けた準備について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774972.pdf>

○参考資料

- ・ 4月以降の高齢者施設等の集中的検査計画の策定状況・実施状況等
※参考資料－検査に関する参考資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_3
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会
※第4回（令和3年6月16日参考資料）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin.html>

(別添1)

〇〇〇(自治体名)の新集中的実施計画

担当課 〇〇課
担当者名 〇〇 〇〇
連絡先 000-1111-2222

対象地域	
対象施設種別	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
対象者※1	
検査方法	
実施区分※2	
集中的実施計画期間	令和3年〇月〇日～〇月〇日
検査の頻度	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
備考欄	

※1 対象者については、直接処遇職員以外の従事者(事務職員、委託職員など)も対象とする場合には、その旨も具体的に記載してください。

※2 検査の実施について、感染症法に基づく行政検査として実施するものか、それ以外の地方公共団体の独自の事業として実施するものであるかの区別を記載すること

※3 対象施設種別及び検査の頻度以外の項目において、通常の計画分とまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用時に実施する重点検査分と異なる内容がある場合は、それぞれの欄内にその旨記載してください。

		合計		
		うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関
対象施設数(予定)				
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				

担当課 〇〇課
担当者名 〇〇 〇〇
連絡先 000-1111-2222

		計画対象施設数	検査申込済施設数	検査実施済施設数	検査実施済件数	陽性件数
第13回目 (受付期間: 7月1日~7月7日) ※7/12報告〆切	合計					
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
	施設区分別の内数	高齢者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
		障害者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
医療機関 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分						
第14回目 (受付期間: 7月8日~7月14日) ※7/19報告〆切	合計					
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
	施設区分別の内数	高齢者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
		障害者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
医療機関 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分						
第15回目 (受付期間: 7月15日~7月21日) ※7/26報告〆切	合計					
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
	施設区分別の内数	高齢者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
		障害者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
医療機関 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分						
第16回目 (受付期間: 7月22日~7月28日) ※8/2報告〆切	合計					
		まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
	施設区分別の内数	高齢者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
		障害者施設 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				
医療機関 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分						

※ 報告対象期間中の実施数を記載してください。(累計では記載しないでください。)

計画策定自治体名

		計画対象施設 数	○月末の申込 施設数	申込率	○月末の検査 実施施設数	実施率
1	介護老人福祉施設			#DIV/0!		#DIV/0!
2	介護老人保健施設			#DIV/0!		#DIV/0!
3	介護療養型医療施設			#DIV/0!		#DIV/0!
4	介護医療院			#DIV/0!		#DIV/0!
5	認知症対応型共同生 活介護			#DIV/0!		#DIV/0!
6	養護老人ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
7	軽費老人ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
8	有料老人ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
9	サービス付き高齢者 向け住宅			#DIV/0!		#DIV/0!
10	短期入所生活介護			#DIV/0!		#DIV/0!
11	小規模多機能型居宅 介護・看護小規模多 機能型居宅介護			#DIV/0!		#DIV/0!
12	通所系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
13	訪問系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
14	その他			#DIV/0!		#DIV/0!
15	合計	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!

(注1) 申込施設数・実施施設数は、同一施設は初回分のみ計上してください。

(注2) 計画対象施設数の合計は、集中的検査計画の対象施設数と一致させてください。

(注3) 合計・申込率・実施率は自動計算のため、記入は不要です。

(注4) 月末の状況を翌月10日までに提出してください。

(注5) 「介護老人福祉施設」には地域密着型介護老人福祉施設を含みます。

計画策定自治体名

		計画対象施設数	○月末の申込施設数	申込率	○月末の検査実施施設数	実施率
1	障害者支援施設			#DIV/0!		#DIV/0!
2	共同生活援助			#DIV/0!		#DIV/0!
3	重度障害者等包括支援(共同生活援助を提供する場合に限る)			#DIV/0!		#DIV/0!
4	福祉ホーム			#DIV/0!		#DIV/0!
5	障害児入所施設			#DIV/0!		#DIV/0!
6	短期入所			#DIV/0!		#DIV/0!
7	通所系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
8	訪問系サービス			#DIV/0!		#DIV/0!
9	その他(相談系等)			#DIV/0!		#DIV/0!
10	合計	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!

(注1) 申込施設数・実施施設数は、同一施設は初回分のみ計上してください。

(注2) 計画対象施設数の合計は、集中的検査計画の対象施設数と一致させてください。

(注3) 申込率・実施率は自動計算のため、記入は不要です。

(注4) 月末の状況を翌月10日までに提出してください。